六　介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
介護保健施設サービス費又はユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
イ　介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(1)　介護保健施設サービス費(I)又は(IV)を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第二号イ(1)㈠の規定を準用する。
(2)・(3)　(略)
ロ　ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(1)　ユニット型介護保健施設サービス費(I)又は(IV)を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第二号イ(2)㈠の規定を準用する。
(2)・(3)　(略)
ハ　(略)
七　(略)
七の二　介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
Ⅰ型介護医療院サービス費、Ⅱ型介護医療院サービス費、特別介護医療院サービス費、ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費、ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費又はユニット型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
イ　Ⅰ型介護医療院サービス費、Ⅱ型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第二号ハ(1)の規定を準用する。
ロ　ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費、ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費及びユニット型特別介護医療院サービス費を算定すべき介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第二号ハ(2)の規定を準用する。
ハ　夜間勤務等看護(I)から(IV)までを算定すべき介護医療院サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第二号ハ(3)の規定を準用する。
八　(略)
九　指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
イ　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(1)　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
㈠　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)又は(IV)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第二号イ(1)㈠の規定を準用する。
㈡・㈢　(略)

六　介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
介護保健施設サービス費又はユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
イ　介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(1)　介護保健施設サービス費(I)を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第二号イ(1)㈠の規定を準用する。
(2)・(3)　(略)
ロ　ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(1)　ユニット型介護保健施設サービス費(I)を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第二号イ(2)㈠の規定を準用する。
(2)・(3)　(略)
ハ　(略)
七　(略)
(新設)
八　(略)
九　指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
イ　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(1)　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
㈠　介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第二号イ(1)㈠の規定を準用する。
㈡・㈢　(略)